

型式承認試験基準

1. 船舶安全法第2条第1項各号に掲げる事項に係る物件

(1) 小型船舶にのみ使用される物件以外の物件

A 倉口覆布、救命器具、信号装置、消防設備、航海用具

総 則

1. 船舶等型式承認規則（昭和48年運輸省令第50号）第6条第1項の規定に基づく物件の型式承認のための試験方法及び性能基準は、原則としてこの試験方法及び性能基準の定めるところによる。

2. 型式承認試験は、原則として に掲げる試験のうち外観検査、重量計測、付属品確認及び寸法計測を行った後、 に掲げる環境試験を行い、その後 に掲げる性能試験のうち残りのものを行う。

環境試験

1. 物件別環境試験実施項目

次表左欄に掲げる物件について、同表右欄に掲げる環境試験を行い、破損、変形、発錆等を生じないこと。

物 件 の 名 称	試 験 項 目	備 考
応急医療具、応急医療具の部分（医療器具のもの）、応急医療具の部分（薬品のもの）、水密電気燈 安全燈、粉末消火器 防煙マスク、防煙ヘルメット 自蔵式呼吸具、汽笛	高温多湿試験 温度繰返し試験 塩水噴霧試験 振動試験 ウェザーリング試験（ポリカーボネイト製の船燈に限る。）	
日光信号鏡、火せん	高温多湿試験	

	温度繰返し試験 振動試験	
泡消火器、炭酸ガス消火器	定温定湿試験 塩水噴霧試験 振動試験	
救命いかだ支援艇	振動試験	コンテナに収納した状態で行う
手動ポンプ、スプリンクラヘッド	塩水噴霧試験	

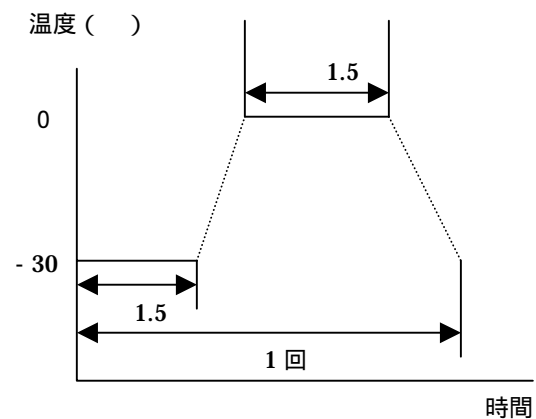
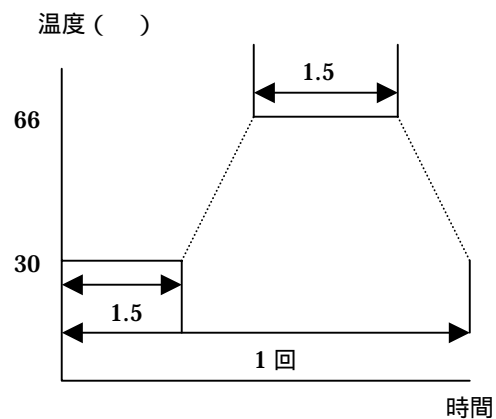
2. 環境試験の実施方法

(1) 高温多湿試験

温度 66、相対湿度 90% の環境に 48 時間（信号用火工品の場合は 72 時間）放置し、その後温度約 20、相対湿度 65% の室内に 48 時間（信号用火工品の場合は 10 日間）放置する。

(2) 温度繰返し試験

相対湿度 90% において、温度 30 から 66 まで変化させる試験を 20 回（信号用火工品の場合は 50 回）繰返し、その後、相対湿度成り行き状態で温度を 30 から 0 まで変化させる試験を 20 回（信号用火工品の場合は 50 回）繰り返す。（下図参照）



(3) 定温定湿試験

湿度 90%、温度 46 の状態に 72 時間保持し、その後湿度成り行きで、温度 - 10 の状態に 72 時間放置する。

(4) 塩水噴霧試験

JIS Z 2371 に定める方法により、8 時間の実噴霧、16 時間休止の状態に 72 時間行う。ただし真鍮、FRP 若しくはガラス又はこれと同等以上の耐食性材料のみで構造されたものについては、この試験を行わない。

(5) ウェザーリング試験

サンシャインカーボンアーク燈又はこれと同等の効力を有する機器で 200 時間の実照射 (実照射 120 分の間に 18 分間の注水期間を設ける。)を行う。ただし、金属及びガラスのみで構造されたものについては、この試験を行わない。

(6) 振動試験

次表に定める振動試験を行った後、同表に定める振動耐久試験を行う。

名 称	全振幅	加速度	振 動 数	掃引周期	振動の方向	試験回数	合計試験時間
振動試験	()	2 mm	5~16HZ まで連続的に変化させる	10 分	物件の通常取付姿勢に対して直角な三方向	各方向に対して3回ずつ	1.5 時間
	()		± 1 G	16~60HZまで連続的に変化させる	同 上	同 上	同 上
振動耐久試験	共振振動試験で共振点がある場合	共振振動試験における振幅又は加速度条件		共振振動数	同 上	各方向に対して1回ずつ	4.5 時間
	共振点がない場合	2 mm		16HZ	同 上	同 上	同 上

性能試験

性能試験は、物件毎に次表に掲げる試験を行う。

